

山梨県公報

第二千六百七号

平成二十八年

五月二十六日

木曜日

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………四五三

道路の区域変更……………四五二

公告

落札者の決定について……………四五三

一般競争入札について……………四五四

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録……………四五六

土地改良区役員の退任及び就任……………四五七

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………四五九

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四五九

一般競争入札について(三件)……………四六四

公安委員会

技能検定員等審査の実施……………四六四

告示

山梨県告示第百八十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする
ときの届出をしなければならない区域として平成二十八年山梨県告示第六十三号により
指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第二項の規定により、その指定を解除する。
平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定を解除する区域 上野原市上野原字大塚九百四十四番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基
準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務
所(峡北支所を除く)において、この告示の日から平成二十八年六月十六日まで一般の
縦覧に供する。
平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲斐市西八幡字下川除附四三九四番の一地 先から 甲斐市西八幡字下川除附四四一五番の三地 先まで	六・五 一七・九	五・九 一七・五	(メートル)	一三三・六 一三三・一・六

公告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ
シュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成され
た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の
適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 人事給与福利厚生システム保守業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年三月二十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社 YSK e.com
(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

- 五 落札金額 七千七百三十七万一千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札
- 七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第七条第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年二月十八日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 調達をする役務等の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県総合防災情報システム構築業務委託
- (二) 数量 一式
- 2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所屬 山梨県防災局防災危機管理課
- 三 一般競争入札の参加資格
- 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体（以下「JV」という。）による場合にあつては2に示すとおりとする。
- 1 単体企業の場合
- 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第 十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者

- (二) 地方自治法施行令第 百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの
 - (四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者
 - (六) 平成二十八年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十八年山梨県告示第 百二十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者
 - (七) 入札参加資格確認申請書を提出した日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (八) 会社更生法（平成十四年法律第 百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第 百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (九) システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを行える者
 - (十) クラウドサービスを提供可能で提供実績がある者
 - (十一) 過去十年間（平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで）に、都道府県における総合防災情報システム（災害時において県や市町村、防災関係機関等が災害関連情報を集約・共有し、GIS機能等を有して災害対策本部の意思決定を支援するためのシステム）に係る構築及び運用保守の実績を有する者
 - (十二) JISQ9001（品質マネジメントシステム）の認証を取得していること。
- 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティ管理システム）について ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）に基づく認証を取得している者であること。
- 2 JVの場合
 - 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (一) JVの構成員の資格要件
 - (1) 構成員の全てが1の(一)から(八)までの要件を満たすこと。

- (2) 1の(九)及び(十)については、構成員のいずれかが該当すること。
- (3) 1の(土)及び(日)については、代表構成員が該当すること。
- (二) J Vの資格要件
- (1) J Vの構成員数は、三社以内であること。
- (2) J Vの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (3) J Vの各構成員は、他のJ Vの構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 平成二十八年五月二十六日(木)から同年六月八日(水)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災局防災危機管理課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所 平成二十八年五月二十六日(木)から同年六月八日(水)まで(県の休日を除く。)、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書等の交付方法 平成二十八年五月二十六日(木)から同年六月八日(水)までの日(県の休日を除く。)(の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、受領時に秘密保持に関する誓約書を提出すること。)
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十八年七月八日(金)午前十一時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四〇四会議室
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇 八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災局防災危機管理課防災企画担当宛てに平成二十八年七月七日(木)午後五時までに到着するよう送付すること。
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難

- いとき。
- (四) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 総合評価のための提案書の提案内容が仕様書の要求を全て満たし、山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百二十七条第一項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもつて有効な入札を行った者であつて、かつ、入札説明書で示すところにより算出された技術点及び価格点の合計点数の最も高い者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、有効とならない場合がある。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- 3 契約保証金 免除
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 その他
- (一) 詳細は、入札説明書による。
- (二) 問い合わせ先 山梨県防災局防災危機管理課防災企画担当(電話〇五五 一三三 三 一四三三)
- Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required
Development of a set of disaster prevention computer system for Yamanashi Prefectural Government
- 2 Date and time for tender
11:00AM July 8, 2016
- 3 Bureau in charge
Person in charge of disaster prevention, Disaster Prevention Section, Crisis Management Department, Yamanashi Prefectural Government

Address:1-6-1 Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8501, Japan
TEL 055-223-1432

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第六条の規定により、
次の者を登録研修機関として登録したので、同法附則第十七条の規定により公示する。
平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称	住所	事業所(研修機関)		登録年月日
		名称	所在地	
ほけんし株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目十一番七号アライビル四階	ほけんし株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目十一番七号アライビル四階	平成二十八年四月二十七日

● 土地改良区役員就任及び退任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新府土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	保阪 正昭	〒213-0233 山梨県中田市中田町中條四三三番地	平成二十八年四月二十九日
同	守屋 五朗	〒213-0279 山梨県中田市中田町中條二七九四番地	同
同	山本 建澄	〒213-0165 山梨県中田市中田町中條四一六五番地	同
同	新藤 栄一	〒213-0666 山梨県中田市中田町中條七六九番地	同

二 就任

同	坂本源	同	同	同	同	同	同	同	同
同	坂本源	同	同	同	同	同	同	同	同
同	新藤 栄一	同	同	同	同	同	同	同	同
同	山本 建澄	同	同	同	同	同	同	同	同
同	守屋 五朗	同	同	同	同	同	同	同	同
同	保阪 正昭	同	同	同	同	同	同	同	同
同	高添 久	同	同	同	同	同	同	同	同
同	三井 富雄	同	同	同	同	同	同	同	同
同	守屋 善彦	同	同	同	同	同	同	同	同
同	広瀬 勝典	同	同	同	同	同	同	同	同
同	坂本源	同	同	同	同	同	同	同	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	保阪 正昭	〒213-0233 山梨県中田市中田町中條四三三番地	平成二十八年四月三十日
同	守屋 五朗	〒213-0279 山梨県中田市中田町中條二七九四番地	同
同	山本 建澄	〒213-0165 山梨県中田市中田町中條四一六五番地	同
同	新藤 栄一	〒213-0666 山梨県中田市中田町中條七六九番地	同
同	坂本源	〒213-0666 山梨県中田市中田町中條七六九番地	同

同	廣瀬勝典	同	中田町中條七五一番地	同
同	守屋善彦	同	穴山町二七四番地	同
同	三井富雄	同	穴山町三〇九八番地一	同
同	高添久	地同	中田町中條二六五七番地	同
同	保坂進	同	中田町中條八二番地	同
監事	井上弘	地同	中田町中條一三三六番地	同
同	神谷昇次	地同	中田町中條四三七七番地	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 望月建築
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条七百二十九番地九
 - 3 代表者の氏名 望月昭三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第二五八九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有有限会社川口工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町波木井千九百七十八番地
 - 3 代表者の氏名 川口勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第一七四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社環境ネットワーク
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市北口三丁目四番三十三号 セイツツ二十五・千二百五
 - 3 代表者の氏名 細田俊哉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二四）第九七〇八号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 近藤電気
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原四百九十八番地
 - 3 代表者の氏名 近藤永茂
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二四)第七一九四号
 - 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 松野電工
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原四百九十五番地十六
 - 3 代表者の氏名 松野衛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二三)第九〇四二号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 渡泰建工

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立二千七百二十九番地一
 - 3 代表者の氏名 渡邊泰生
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二五)第九二四一号
 - 四 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 小林建築
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町下黒駒千二百三十一番地
 - 3 代表者の氏名 小林一郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二三)第五一一六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年四月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 進栄技建
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村一万二千二十九番地
 - 3 代表者の氏名 水越正明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二四)第九六六八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市一宮町北野呂字上川久保五五の一四の一部、五五の一六、五五の一〇及び五五の一〇二並びに甲州市勝沼町下岩崎字下川久保一五七三の一九、一五七九の二及び一五七九の三並びに等々力字中瀬六〇の一七、六〇の一の二五の一部及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所、笛吹市役所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲州市塩山下於曾二百七十六番地 株式会社塩山製作所 代表取締役 松坂 浩志

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 ひざ形汎用フライス盤立形機エツキMS V（付属品については、一部

相当品可）

(二) 数量 十二式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十九年三月三十一日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ

ることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供

できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「機械・鋼材」

に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年六月六日(月)まで(山梨県の休日
を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」
という。)を除く。)
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十八年六月三日(金)まで(県
の休日を除く。)、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書の交付方法
(一) この公告の日から平成二十八年六月三日(金)までの日(県の休日を除く。)
の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所に
おいて直接交付する。
(二) 以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十八年六月一日(水)午後
五時までに六の6(四)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十八年七月六日(水)午前十時
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと
き。
(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
いとき。
(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
に違反したとき。
- 6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の
範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納
めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免
除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免
除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 その他
(一) この公告にかかる契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処
分に関する条例」(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に基づき山梨県議会にお
いて議決を付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、
議決の同意を得たときに契約が成立するものとする。
(二) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく
なった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責め
を負わないものとする。
(三) 詳細は、入札説明書による。
(四) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五 二三三 一三九五)
 - Summary
 - 1 Nature and quantity of the products to be procured
Milling machines for Yamanashi Prefectural High Schools(12units)
 - 2 Date and time for tender
10:00AM July 6, 2016
 - 3 Bureau in charge
Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1
Marunouchi, Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395
- 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ
ケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成さ

れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 情報処理実習装置

(二) 数量 四式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十八年八月三十一日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)をなさない。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年六月七日(火)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十八年六月六日(月)まで(県の休日を除く。)、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十八年六月六日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十八年六月二日(木)午後五時までに六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年七月六日(水)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第八八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五 二三三 一三九五）

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Information Processing Training Equipment and Software(4units)

2 Date and time for tender

2:00PM July 6, 2016

3 Bureau in charge

Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1

Marunouchi Kotu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十八年五月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 総合実践実習装置・情報処理実習装置

数量

ア 総合実践実習装置 二式

イ 情報処理実習装置 二式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十八年八月三十一日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名

停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可認可等が必要とされる場合においてこれらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）をなすこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 公告の日から平成二十八年六月七日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十八年六月六日（月）まで（県の休日を除く。）、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十八年六月六日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十八年六月二日（木）午後五時までに六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年七月七日（木）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五 二二三 一三九五）

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Integrated Practical Training Equipment and Software(2units)

Information Processing Training Equipment and Software(2units)

2 Date and time for tender
2:00PM July 7, 2016
3 Bureau in charge
Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1
Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十九号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

別表第一中

一一三	中部横断自動車道（増穂インターチェンジ）	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六五五番地先（下り線との分離部）から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先（下り線との合流部）まで（本線入り線オランプウェイ）（一四〇メートル）	自動車	終日	高速	平成二五年三月一八日 告示第三二二号
一二四	中部横断自動車道（増穂インターチェンジ）	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先（上り線との分離部）から山梨県南巨摩郡富士川町青	自動車	終日	高速	平成二五年三月一八日 告示第三二二号

を

一一三	中部横断自動車道（増穂インターチェンジ）	山梨県南巨摩郡富士川町大柗五八九番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町大柗二、八六六番地三先まで（本線から国道五二号方向へ、本線入り線流出ランプウェイ）（五六〇メートル）	自動車	終日	高速	平成二八年五月二六日 告示第五九号
一二四	中部横断自動車道（増穂インターチェンジ）	山梨県南巨摩郡富士川町大柗二、八六六番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町大柗五八九番地一先まで（下り線流入ランプウェイと上り線流出ランプウェイの分岐部から本線方向へ、本線下り線流入ランプウェイ）（五九〇メートル）	自動車	終日	高速	平成二八年五月二六日 告示第五九号

に改める。

別表第一の一八二の項の次に次のように加える。

一八三	山梨県南巨摩郡富士川町大	本線入り線流出部から	自動車	終日	高速	平成二八年五月二六日
-----	--------------	------------	-----	----	----	------------

一八四	山梨県南巨摩郡富士川町大柗五八九番地一先(中部横断自動車道下り線と増穂インターチェンジCランプウェイとの合流部)	増穂インターチェンジ方面から南アルプスイインターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成二八年五月二六日 告示第五九号
						告示第五九号

別表第三中

八	中央自動車道富士吉田線(谷村パークینگエリア)	都留市川柵一八〇番地の三先から都留市川柵五五九番地の二先まで(パークینگエリア内)	二〇〇メートル	自動車	二〇	都留	平成五年三月一八日 告示第一二号
---	--------------------------	--	---------	-----	----	----	---------------------

八	削除				高速		平成二八年五月二六日 告示第五九号
---	----	--	--	--	----	--	----------------------

四五	中央自動車道西宮線初狩パークینگエリア	大月市初狩町大字下初狩字屋津一、二六七番地の二先から同市初狩町大字下初狩字西法下一、三六五番地の二先まで(上り線)	二三〇メートル	自動車	四〇	大月	昭和五二年一月二五日 告示第四三三号
四六	中央自動車道西宮線初狩パークینگエリア	大月市初狩町大字下初狩字法下一、四二五番地の二先から同市初狩町大字下初狩字屋津一、二七七番地先まで(下り線)	二五〇メートル	自動車	四〇	大月	昭和五二年一月二五日 告示第四三三号

四五	削除				高速		平成二八年五月二六日 告示第五九号
四六	削除				高速		平成二八年五月二六日 告示第五九号

七四	中央自動車道西宮線上り釈迦堂パークینگエリア内	東山梨郡勝沼町大字藤井字釈迦堂五二五番地の一先から東山梨郡勝沼町大字藤井字柿木平四四番地の二先まで及び東山梨郡勝沼町大字藤井字釈迦堂五一五番地	パークینگエリア	自動車	二〇	塩山	昭和五七年一月二二日 告示第五一号
----	--------------------------	---	-----------	-----	----	----	----------------------

八八	七七	七四	
中央自動車道西宮	削除	削除	
東八代郡境川村藤袋 字八乙女三、六二〇		東山梨郡勝沼町大字 藤井字三口神平五〇 三番地の二先から東 八代郡一宮町千米寺 字釈迦原六八三番地 先まで(下りパーキ ングエリアの流入流 出路を除くエリア内)	先から東山梨郡勝沼 町大字藤井字柿木平 四五四番地の二先ま で(上りパーキング エリアの流入流出路 を除くエリア内)
パーキングエリア		パーキングエリア	
自動車		自動車	
二〇		二〇	
石和	高速	塩山	高速
昭和五七年 一月二日	平成二八年 五月二六日 告示第五九 号	昭和五七年 一月二日 告示 第五一号	平成二八年 五月二六日 告示第五九 号

一〇七	九一	九一	八八
中央自動車道富士 吉田線	削除	中央自動車道西宮 線下り境川パーキ ングエリア	削除
都留市川棚一七二番 地の二先から都留市 川棚二二一番地先ま		東八代郡境川村藤袋 字御所山四、一〇〇 番地先から東八代郡 境川村藤袋字御所山 四、一三七番地先ま で(下りパーキング エリアの流入流出路 を除くエリア内)	線上市境川パーキ ングエリ ア内
パーキングエリア		パーキングエリア	リア内
自動車		自動車	
二〇		二〇	
都留	高速	石和	高速
平成五年三 月一八日 告示	平成二八年 五月二六日 告示第五九 号	昭和五七年 一月二日 告示 第五一号	平成二八年 五月二六日 告示第五九 号
			告示 第五一号

を
に改め、同表一八九の項の次に次のように加える。

一九二	中央自動車道西宮線(下り)初狩パーキングエリア)	山梨県大月市初狩町下初狩一、一四〇番地二先から山梨県大月市初狩町下初狩一、二八〇番地一先まで(パーキングエリア)	四〇メートル	自動車	四〇	高速	平成二八年五月二六日告示第五九号
一九一	中央自動車道西宮線(上り)初狩パーキングエリア)	山梨県大月市初狩町下初狩一、二六五番地二先から山梨県大月市初狩町下初狩一、二六五番地二先まで(本線車道からパーキングエリアへの流出ランプウェイ)	四〇メートル	自動車	四〇	高速	平成二八年五月二六日告示第五九号
一九〇	中央自動車道西宮線(上り)初狩パーキングエリア)	山梨県大月市初狩町下初狩一、三五五番地四先から山梨県大月市初狩町下初狩一、三七一番地二先まで(パーキングエリアから本線車道への流入ランプウェイ)	五〇メートル	自動車	四〇	高速	平成二八年五月二六日告示第五九号
一〇七	削除					高速	平成二八年五月二六日告示第五九号
	谷村パーキングエリア)	で(パーキングエリア内)					第二号

別表第四中

一九三	中央自動車道西宮線(下り)初狩パーキングエリア)	山梨県大月市初狩町下初狩一、四〇七番地一先から山梨県大月市初狩町下初狩一、四〇七番地一先まで(本線車道からパーキングエリアへの流出ランプウェイ)	四〇メートル	自動車	四〇	高速	平成二八年五月二六日告示第五九号
九	増穂インターチェンジ(中部横断自動車道オフオン・オフランプウェイ)及び国道五二号(増穂インターチェンジ取付道路)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六五五番地先(上下線合流部)から山梨県南アルプス市十日市場一、五六三番地の三先までの両側	八三〇メートル	自動車	終日	高速	平成二五年三月一八日告示第三二号
一〇	中部横断自動車道及び増穂インターチェンジ(中部横断自動車道オン・断自動車道オン)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六五五番地先(上下線合流部)から山梨県南アルプス市十日市場一、五六三番地の三先までの両側	五、五八〇メートル	自動車	終日	高速	平成二五年三月一八日告示第三二号

九	国道五二 号(増穂 インター チェンジ 取付道路)	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町一、五六 八番地二先(増穂イ ンターチェンジ入口 交差点東側)から山 梨県南巨摩郡富士川 町大柵二、九一三番 地一先(増穂料金所)までの両側	三〇 メートル	自動 車	終日	高速	平成二八年 五月二六日 告示第五九 号
一〇	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵五八九番地 一先から山梨県南ア ルプス市十日市場一 、五六三番地三先ま での両側	五、四 一〇メ ートル	自動 車	終日	高速	平成二八年 五月二六日 告示第五九 号

に改める。

別表第十中

一一	中央自動 車道西宮 線	東八代郡一宮町千米寺字釈迦原六七四番 地先(下り線釈迦堂パーキングエリア内 バスストップ)	石和	昭和五七年一 二月二日 告示第五一 号
----	-------------------	---	----	------------------------------

を

一二	削除		高速	平成二八年五 月二六日 告示第五九 号
----	----	--	----	------------------------------

に、

一九	中央自動 車道西宮 線	東八代郡境川村藤袋字八乙女三、五二一 番地先(上り線境川パーキングエリア内 バスストップ)	石和	昭和五七年一 二月二日 告示 第五一 号
二〇	中央自動 車道西宮 線	東八代郡境川村藤袋字御所山四、一〇一 番地の二先(下り線境川パーキングエリ ア内バスストップ)	石和	昭和五七年一 二月二日 告示 第五一 号

を

一九	削除		高速	平成二八年五 月二六日 告示第五九 号
二〇	削除		高速	平成二八年五 月二六日 告示第五九 号

に改め、同表三九の項の次に次のように加える。

四〇	中央自動 車道西宮 線(上り 八ヶ岳パ ーキング エリア)	山梨県北杜市長坂町白井沢一、七五一番 地四先(上り線八ヶ岳バス停留所)	高速	平成二八年五 月二六日 告示第五九 号
----	--	--	----	------------------------------

別表第十一中

二〇	中央自動車 道西宮線	東八代郡一宮町 大字千米寺字釈 迦堂六七四番地 先(下り線・釈 迦堂パーキング)	自動車(路線 バス・道路維 持管理車両・ 交通取締関係 車両を除く)	終日	石和	平成五年三月 一八日 告示 第一二 号
----	---------------	--	--	----	----	---------------------------------

に改め、同表四五の項の次に次のように加える。

四六	中央自動車道西宮線（上り八ヶ岳パーキングエリア）	山梨県北杜市長坂町白井沢一、七五一番地四先（上り線八ヶ岳バス停留所、バスレーン）（八五メートル）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く）	終日	高速	平成二十八年五月二十六日 告示第五九号
----	--------------------------	--	--------------------------------	----	----	------------------------

別表第十三の次に次の一表を加える。
別表第十四 駐車禁止場所の指定

番号	道路名	区間	延長 メートル	対象	時間	所轄 警察署	告示 年月日 番号
一	国道五号（増穂インターチェンジ取付道路）	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、五六八番地二先（増穂インターチェンジ入口交差点東側）から山梨県南巨摩郡富士川町大柗二、九一三番地一先（高速自動車国道始点）までの両側	三二〇	車両	終日	高速	平成二十八年五月二十六日 告示第五九号

エリア内、釈迦堂バス停留所（バスレーン）

二〇	削除		終日	高速	平成二十八年五月二十六日 告示第五九号
----	----	--	----	----	------------------------

二七	中央自動車道西宮線	東八代郡境川村大字藤袋字八乙女三、五四二番地先（上り線・境川パーキングエリア内・バス停留所、バスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く）	終日	石和	平成五年三月一八日 告示 第一二号
----	-----------	--	--------------------------------	----	----	-------------------------

二八	中央自動車道西宮線	東八代郡境川村大字藤袋字御所山四、一〇一番地の一先（下り線・境川パーキングエリア内、バス停留所、バスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く）	終日	石和	平成五年三月一八日 告示 第一二号
----	-----------	--	--------------------------------	----	----	-------------------------

二七	削除		終日	高速	平成二十八年五月二十六日 告示第五九号
二八	削除		終日	高速	平成二十八年五月

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番